

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 12 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

輸入食品等試験成績書の取扱いについて

今般、標記について、別添のとおり一般社団法人食品衛生登録検査機関協会理事長宛てに通知したので、業務の参考とされたい。

厚生食監発 0912 第 2 号

令和 7 年 9 月 12 日

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局

食品監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入食品等試験成績書の取扱いについて

平素は厚生労働行政に格別の御高配賜り誠にありがとうございます。

令和 7 年 9 月 5 日付け食検協発第 29 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答しますので、業務の参考としていただくとともに、貴協会会員等関係者への周知方お願いいたします。

記

1. 輸入食品等試験成績書の試験法の表記について

「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 5 の（3）から（20）までに規定する試験法については、「昭和 34 年厚生省告示第 370 号（令和 7 年内閣府告示第 95 号改正）」等、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安委発第 0124001 号）の第 1 章総則、第 2 章及び第 3 章で規定する試験法については、「令和 7 年 5 月 30 日付け消食基第 362 号消費者庁次長通知」等の記載が適切と思料する。

2. 総溶出物規格への対応について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）」（令和 7 年 5 月 30 日付け消食基第 361 号消費者庁次長通知。以下「本通知」という。）第 3 のとおり、施行前から改正後の規格を採用することを差し支えないものとしていることから、検疫所においても品目登録の受付は可能である。また、経過措置期間中であれば、旧告示の規格による検査を実施することは差し支えないが、本通知の改正内容について依頼者に周知いただきたい。

3. 改正前の試験結果に係る成績書の取扱いについて

「器具及び容器包装の試験法に関するQ&Aについて」（令和7年9月4日付け消費者庁食品衛生基準審査課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課連名事務連絡）に記載のとおり、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）における器具及び容器包装の試験法に係る改正事項は、人の健康を損なうおそれがあるものとして改正が行われたものではないことから、経過措置期間終了までに改正前の規格基準による検査を行っている製品については、検疫所において改正後の検査法で改めて試験成績書を取得することは不要として取り扱うこととしている。